

# 岐阜県公報

## 目次

告示

土砂災害警戒区域の指定  
土砂災害特別警戒区域の指定

(砂防課) 五四七  
(同) 五四八

土地改良区役員の就任

(西濃農林事務所) 五四八

第百五十二号  
令和二年十一月十日

(火曜日)

## 告示

岐阜県告示第四百四十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和二年十一月十日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
京ヶ脇谷	養老郡養老町京ヶ脇	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び養老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百四十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和二年十一月十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

令和二年十一月十日

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平橋山谷	加茂郡七宗町川並	次の図のとおり	土石流
榎柄ヶ洞谷	加茂郡七宗町川並	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百四十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和二年十一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
京ヶ脇谷	養老郡養老町京ヶ脇	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県大垣土木事務所及び養老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百四十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和二年十一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平橋山谷	加茂郡七宗町川並	次の図のとおり	土石流
榎柄ヶ洞谷	加茂郡七宗町川並	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和二年十一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
高須輪中土地改良区	令和二年十一月二五日	理事	高木茂樹	海津市海津町五町 一五五番地
同	同	水谷博	同	西小島 二四八番地

令和二年十一月十日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社